

長井市第四次国土利用計画 策定方針

- 1 策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 策定スケジュール（大日程）
- 4 計画の内容（構成）
- 5 策定の手順
- 6 市民意向の反映方法
- 7 策定体制

1 策定の目的

国土利用計画は、土地基本法における「土地についての公共の福祉の優先」等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（以下、「法」という。）第 8 条の規定に基づき、市の区域における土地の利用に関する基本的事項について定めるものです。

現行の長井市国土利用計画（第三次）は、山形県国土利用計画及び市民の意見や長井市総合計画に基づき、平成 14 年 3 月に策定しました（目標年次：平成 22 年度）。土地利用の基本理念、利用区分ごとの国土利用の規模の目標及び地域別の方向性などを定めています。

第四次の長井市国土利用計画については、第五次総合計画の施行に合わせて平成 26 年度に策定を予定しています。計画策定にあたっては、現在の土地利用の課題や市民の意見等を適切に把握しながら、土地利用の方針や目標を定めていきます。

【国土利用計画法】抜粋

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

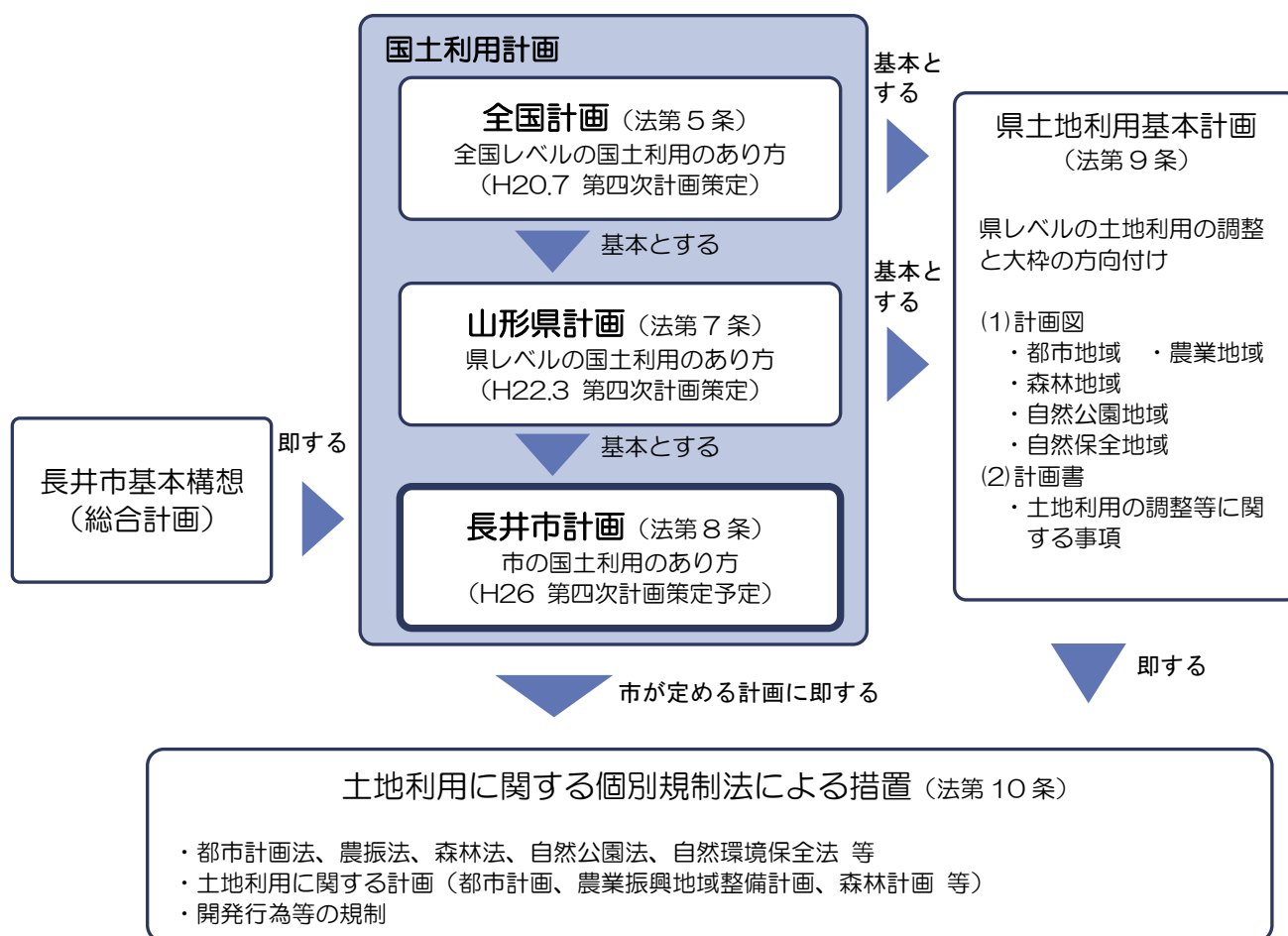
2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※平成 25 年 6 月 14 日公布「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号）により、平成 26 年 4 月 1 日より議会による議決の義務付けの条項は削除されている。

2 計画の位置づけ

市町村の国土利用計画は都道府県の計画を基本とすると定められています（法第8条第2項）。また、土地利用については、都市的土地利用、農林業的土地利用及び環境保護的土地利用の観点から個別法令に基づく計画が定められています。これらの計画は、市町村が定める国土利用計画に即するものと位置づけられています。



3 策定スケジュール（大日程）

- | | |
|----------|---------------------------|
| H26. 5 月 | ・ 庁内検討委員会設置 |
| 6 月 | ・ 策定支援業務委託（現況把握・分析・図面作成等） |
| | ・ 基礎調査、分析調査、意向調査、市民説明会 等 |
| 12 月 | ・ 素案作成 → 県事前協議（1.5 月程度） |
| H27. 3 月 | ・ 策定（議会議決を経て策定） |

4 計画の内容（構成）

山形県が策定した「市町村国土利用計画改訂の参考資料」（旧・策定の手引き）に基づき内容を構成します。なお、基準年次は可能な限り新しい年次とすることとされ、目標年次は概ね10年先が望ましいとされています。

■国土利用計画の構成

1. 国土の利用に関する基本構想

（1）国土利用の基本方針

①基本理念 ②基本的条件の変化 ③計画期間における課題

（2）利用区分別の国土利用の基本方向

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

（1）国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

（2）地域別の概要

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

（1）土地利用に関する法律等の適切な運用

（2）地域整備施策の推進

（3）土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保

（4）土地利用転換の適正化

（5）土地の有効利用の促進

なお、山形県は第三次計画から「土地利用マスタープラン」の策定を推奨しています。第四次計画でも県から同プランの策定の要請があることから、当市においても策定することとします。

■土地利用マスタープラン

1. 目的

新たなニーズに応えられる土地利用区分や利用規制の緩やかな地域の将来構想などを図面上に盛り込み、土地利用調整や開発計画をチェックするなど土地利用調整の指針とするため策定するもの。

2. 位置づけ

土地利用構想図を充実強化したものであり、市計画の参考資料となるもの。
あくまで参考資料のため、必ずしも議会の議決を得る必要はないが、土地利用に関する施策を推進する際の重要な判断基準となるもの。

3. 内容

（1）土地利用構想図を充実強化した土地利用マスタープラン図

（2）各ゾーンの土地利用区分の考え方と誘導方針

5 策定の手順

国土利用計画の策定の手順は、大きく分けて5つの部分から構成されています。

(1) 基礎調査

- ⇒ ①土地利用区分別の現況調査（現況図の作成。25000分の1）
- ②土地利用転換の実態調査（区分別面積の年度ごとの推移）
- ③新たな土地利用ニーズの調査（景観形成、里山保全等のニーズ）
- ④各種事業計画の調査（自治体の事業、民間の開発計画等の調査）
- ⑤社会経済状況調査（人口、世帯数、産業、交通等）
- ⑥土地の条件調査（自然的条件、社会的条件、歴史的条件、災害履歴等）
- ⑦住民意向調査

(2) 分析・評価

- ⇒ ①現行計画との比較・評価（面積の推移等）
- ②問題や課題の整理
- ③人口フレーム検討（将来人口規模の推計等、総合計画との整合性）
- ④土地フレーム検討（土地利用区分ごとの規模の目標値の推計等）

(3) 土地利用構想の素案

- ⇒ 住民意向、土地利用上の課題、土地フレーム、基本構想、上位計画等を基に、目標年次までの土地利用転換、土地保全の構想を定める。併せて、土地利用マスタープランも作成する。

(4) 市計画の策定、議会の議決

- ⇒ 素案に基づき、土地利用関連個別計画との調整、市民や関係機関との合意形成、議会の議決を経て計画を策定する。

(5) 計画管理

- ⇒ 計画策定後の進捗管理、土地利用マスタープランの具現化検討など。

6 市民意向の反映方法

市民意向を計画に反映させていくため、地区別意見交換会やアンケート調査、関係者ヒアリング等により、市民意向を把握していきます。

なお、アンケート調査の一部は平成24年度に行った市民意向調査において実施済です。

7 策定体制

国土利用計画は土地利用の最上位計画という位置づけですが、都市・農業・森林・自然公園等の土地利用に関する諸計画との協調、整合性の確保が必要であるため、関係する各課と協力体制が不可欠であることから、庁内検討委員会を設置することとします。

また、振興審議会において委員（市民）から審議いただくことで、より市民の意向を反映できる体制とします。

